

鳴門市制限付一般競争入札について

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

令和4年11月29日
鳴門市長 泉 理 彦

記

【日程】

入札参加申込期間 令和4年11月30日（水）～令和4年12月16日（金）

※当該案件の入札参加希望者は必ず入札参加申込を上記期間内に行うこと。

質問受付期間 令和4年11月29日（火）～令和4年12月 9日（金）正午

最終回答日 令和4年12月12日（月）

入札日 令和4年12月27日（火） 午前10時

1 案件名、履行場所及び期間

- (1) 発注番号 一般 - 4 - 59 号
(2) 案件名 一般廃棄物（ビン・ペットボトル）収集業務委託（令和5～7年度）
(3) 履行場所 鳴門市内
(4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 仕様等について

- (1) 当該案件の主管課 鳴門市環境共生部クリーンセンター廃棄物対策課
電話番号：088-683-7573
ファクシミリ番号：088-683-7579
- (2) 案件の種別 委託
- (3) 予定価格 55,458,000円（消費税抜き）
- (4) 最低制限価格 設定する
計算方法は別紙「最低制限価格の設定方法について」のとおり
- (5) 主な仕様（概要） 仕様書のとおり
- (6) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。
ア 書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリによる。
イ 提出先 2（1）で示す主管課
ウ 提出期限 令和4年12月 9日（金）正午まで
- (7) 質問に対する回答は受付ごとに随時、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。
最終回答日は令和4年12月12日（月）とする。

3 入札に参加する者に必要な要件（次の各号のすべてを満たしていること）

(1) 次のア又はイに該当する者。

ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業種目にP201（一般廃棄物処理 回収・運搬）があること。

イ 上記アに該当しない者で、4(2)ウの入札参加申込書提出期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。ただし、共同企業体の代表事業者でない構成員は、この限りでない。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

(4) 鳴門市における一般廃棄物処理業の収集運搬許可事業者（し尿・浄化槽汚泥を除く）であり、かつ鳴門市クリーンセンターに一般廃棄物の搬入実績を持つ者のうち、2事業者または3事業者からなる共同企業体であること。

(5) (4)における共同企業体の構成員は、この入札において他の共同企業体の構成員となることはできない（重複の禁止）。

(6) 共同企業体の全構成員が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからルまでに該当しないこと。

(8) 受託者自ら受託業務を実施するものであること。

(9) 共同企業体の構成事業者のうち鳴門市税を課せられている者は、市税に滞納がない者であること。

4 入札参加申し込みに関すること。

(1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 物品等一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（様式第5号）

ウ 共同企業体協定書（別紙1）

エ 委任状（様式第6号）

オ 使用印鑑届（様式第7号） ※社判は不可

カ 誓約書（鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書）

キ 鳴門市税関係情報取得に係る同意書（3(1)アを満たしている場合は不要とする）

ク 鳴門市における一般廃棄物処理業許可証の写し

ケ 3(1)イに該当する場合には、別紙①に記載の書類一式

※ただし、共同企業体の代表事業者でない場合は不要とする。

注) ア～キの記載は、別紙記載例を参照のこと。

(2) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法 持参によること。

- イ 提出先 〒 7 7 1 - 0 3 6 1
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字浦代 1 0 5 番地 1 7 - 2
鳴門市環境共生部クリーンセンター廃棄物対策課
- ウ 提出期間 令和 4 年 1 1 月 3 0 日（水）から令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで（市役所閉庁日を除く）

5 通知等

- (1) 申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、令和 4 年 1 2 月 1 9 日（月）にファクシミリにより通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者には、物品等一般競争入札参加資格確認通知書により理由を付して通知するものとする。
- ※ 上記（1）又は（2）の通知が令和 4 年 1 2 月 2 0 日（火）正午の時点でも届かない場合は、必ず契約検査室に問い合わせること。

6 入札に関すること

- (1) 入札日時 令和 4 年 1 2 月 2 7 日（火） 午前 1 0 時
- (2) 入札の場所 保険棟 2 階入札室
- (3) 入札保証金 免除する。
- (4) 費用負担 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (5) 注意事項
- ア 鳴門市契約に関する規則（以下「規則」という。）、（物品等）競争契約入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 入札書の記入金額は、税抜きの総額とし、2（3）に示す予定価格を超過した入札は無効とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札書の提出は、持参によること。（郵便は不可）
- オ 開札の結果は、鳴門市役所公式ウェブサイトにて公開する。
- カ 当該案件については、1 共同企業体のみの参加であっても入札を実施する。
- キ 入札後、直ちに開札を行い、予定価格を下回り最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者（受託者）とする。
- ク 最低価格で有効な入札を行った共同企業体が複数ある場合は、その場で抽選によって落札者を決定する。
- ケ 「ク」における抽選は、まず、順番を決定する予備抽選としてのくじ引きを行い、2 回目のくじ引きで落札者を決定する。
- (6) 見積内訳書
- 落札者は、本契約締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

7 契約の締結に関すること

- (1) 契約書の要否 要する。
- (2) 契約締結時期 落札決定の通知をした日から10日以内とする。
ただし、年末年始の市役所閉庁日を含まない。
- (3) 契約保証金 免除する。

8 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申込書類は返却しない。
- (4) 提出された申込書類は、申請者に無断で他に使用しない。
- (5) 申込書類の審査期間は、令和4年11月30日(水)～令和4年12月16日(金)とする。
- (6) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (7) 問い合わせ先

※入札について

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
鳴門市企画総務部 契約検査室 担当 満壽
電話 088-684-1161

※申込書類、仕様・契約内容について

〒771-0361 徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2
鳴門市環境共生部
クリーンセンター廃棄物対策課 担当 島
電話 088-683-7573 FAX 088-683-7579